

# 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案概要

## “暴力団代表者等に対する責任追及の徹底”

### 1 概要

指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争によりその指定暴力団員が他人に損害を与えたときは、これを賠償する責めに任ずることとする。

### 2 現行制度との比較

#### 現行制度

民法第715条により指定暴力団の代表者等に対して損害賠償請求

##### 【問題点】

- ・ 対立抗争等が民法第715条にいう「事業」に該当するか否かについて疑義
- ・ 指定暴力団員の不法行為に関する「事業執行性」及び指定暴力団員と代表者等との間の「指揮監督関係」について個別の立証が必要
- ・ 指定暴力団の組織形態、意思決定過程、対立抗争等の位置付け等について、原告に過大な立証負担

#### 改正法施行後

暴対法の規定により指定暴力団の代表者等に対して損害賠償請求

##### 【立証事項】

- 以下の事項を立証すれば、過失の有無に関わらず代表者等の損害賠償責任が成立
- ・ 指定暴力団相互間又は一の指定暴力団内部の集団相互間に対立が生じたこと
  - ・ 不法行為が当該対立に伴い行われた凶器を使用しての暴力行為であること
  - ・ 当該暴力行為が指定暴力団員によって行われたこと